

角館高校 いじめ防止基本方針

1 いじめの未然防止

- (1) 全教育活動を通じて豊かな人間性を育み、いじめの未然防止に向けた取組を推進する。
 - 授業、総合的学習の時間、HR、学校行事、部活動、インターンシップ、ボランティア、地域との交流会、「秋田わか杉っ子 いじめゼロに向けた五か条」の教室掲示による啓発等
- (2) 生徒が主体的に行ういじめ防止等に向けた取組を支援する。
 - 生徒会活動等
- (3) 生徒指導の全体計画の中にいじめ防止に関わる取組を適切に位置付ける。
 - 心理検査、いじめアンケート、情報モラル教室、面接週間、保護者面談等
- (4) 組織的・実効的な対応を行うために、「いじめ防止対策委員会」を設置する。
 - 校長、教頭、生徒指導主事、生徒指導副主任、保健教育相談主任、養護教諭、学年主任、関係職員
- (5) いじめ防止等についての校内研修等の充実を図る。
- (6) 生徒及び保護者との信頼関係の構築に努める。

2 いじめの早期発見

- (1) 日々の観察を充分に行う。
 - 授業中、休み時間、放課後、清掃活動、学校行事、部活動等
 - 学級日誌、学習の記録などの活用（生徒・保護者との連絡を密に取る）
- (2) 定期的な心理検査・アンケート調査を実施する。
 - Q-Uテストの実施、アンケートの実施（年2回）
- (3) 教育相談を組織的、継続的に実施する。
 - 日常の生活での声かけなど、生徒が日頃から気軽に相談できる環境づくり
 - 面接週間、保護者面談、三者面談
 - スクールカウンセラーとの面談
- (4) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進
 - インターネットの健全利用にむけた啓発運動と情報モラル教育の充実
 - 関係機関等との協働により、事案に対応する体制の整備
 - 保護者への情報提供
- (5) 電話相談窓口「24時間子供 SOS ダイアル」「いじめ緊急ホットライン」「すこやか電話」などの生徒及び保護者への周知を徹底する。
 - 日常的に教室掲示、通信票への同封

3 早期対応への基本的な流れ

- (1) いじめの相談や疑わしい事案が確認された場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) いじめの相談を受けた場合、校長はいじめの事実確認を待つことなく、速やかに高校教育課に報告する。
- (3) いじめ防止対策委員会を速やかに招集し、適切な初期対応を組織的に行う。

①適切な初期対応

- ・当事者双方、周りの生徒から聴き取り、記録する。(聴き取りは複数の職員で個別に行う。)
- ・関係教職員と情報を共有し、ひとつの事象にとらわれず、全体像を把握する。

②指導体制、方針決定 (いじめと認定した場合)

- ・指導のねらいを明確にする。
- ・全教職員の共通理解を図る。
- ・対応する教職員の役割分担を考える。
- ・教育委員会、関係機関との連携
 - 教育委員会、高校教育課に報告 (※重大事態は別項)
 - 犯罪行為と認められる場合は仙北警察署と連携
 - 発達障害等のある生徒が関係する場合
 - 特別支援教育に関する校内委員会との連携
 - 外部専門家等の協力

③いじめを受けた生徒・保護者に対する支援

- ・いじめを受けた生徒を保護し、心配や不安を取り除く。
- ・保護者に、具体的な対策を話す。

④いじめを行った生徒に対する指導、保護者に対する助言

- ・相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは決して許されない行為である」という意識をもたせる。
- ・保護者に協力を求め、今後の学校との連携方法を話し合う。

⑤今後の対応

- ・継続的に指導や支援を行う。
- ・スクールカウンセラー等の活用
- ・誰もが大切にされる学級経営を行う。

4 家庭、地域、関係機関等との連携

- (1) 策定した学校基本方針を、学校のホームページに掲載して公表する。
 - 内容について、入学時、各年度の開始時に生徒、保護者、地域住民、関係機関等に説明し、理解を得る。
- (2) P T A組織、学校評議員制度、学校関係者評価等を有効に活用する。
- (3) 生徒たちが大人と関わる機会を多く設定する。
 - インターンシップ、ボランティア、地域との交流会等

- (4) 警察・児童相談所等との連携を密にする。
→大仙仙北地域生徒指導研究推進協議会での情報交換会、連絡会議の開催等
- (5) 教育相談の際の、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、医療機関等との連携を密にする。
- (6) 学校以外の相談窓口の生徒保護者に対する周知徹底を行う。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の認定（いじめ防止対策推進法 第28条）

- 一 いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
 - 二 いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - 自殺を図った場合
 - 精神疾患を発症した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
- （相当の期間…年間30日を目安とするが、状況を踏まえて判断）

(2) 重大事態の報告

いじめが重大事態であると認定された場合、校長はすみやかに秋田県教育委員会へ報告する。

(3) 調査組織の設置

学校が主体となって設置し、次のようなメンバーで構成する。

- 弁護士、精神科医、学識経験者、スクールカウンセラー、
- スクールソーシャルワーカー等の専門知識や経験を有する者
- 当該事案の関係者との人間関係を有しない者により構成

(4) 調査の実施

生徒や教職員に対する質問紙調査、聞き取り調査等
（教育的配慮・人権や個人情報保護に留意）

(5) 調査結果の報告（教育委員会→秋田県知事）

調査結果について、校長は秋田県教育委員会に報告する。

また、調査によって明らかとなった事実関係、その他必要と認められる情報は、その経過を含め、当該調査にかかるいじめを受けた生徒及び保護者に対し、「秋田県個人情報保護条例」等に十分留意した上で、適時、適切な方法で提供する。

調査によって確認された事実関係は、関係する生徒やその保護者への継続的な支援、指導、助言等に活用するとともに、重大事態に至った要因、経過、学校の対応等を分析することにより、同様の事態が再度発生することのないよう、本校のみならず他校の指導の改善にも活用するよう配慮する。